

平成27年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名	森林整備事業（独法）			担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始年度	平成24年度	事業終了 （予定）年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官（予算・会計担当）		参事官 小瀬 達之		
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	国立研究開発法人森林総合研究所法（附則第8条）			関係する計画、 通知等	森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 森林整備保全事業計画（平成26年5月30日閣議決定） 国立研究開発法人森林総合研究所業務方法書（平成27年 4月1日付27林整研第261号農林水産省指令） 中期目標（平成23年3月2日付22林整第814号農林水産省 指令） 中期計画（平成23年6月30日付23林整第276号農林水産省 指令）				
主要政策・施策	国土強靱化、地球温暖化対策			主要経費	公共事業				
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）	土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が森林を造成し、東日本大震災の被災地で国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止等に寄与することを目的としている。								
事業概要 （5行程度以内。 別添可）	○水源林造成事業 重要な流域等の民有林の水源かん養保安林（予定地を含む）において水源を涵養するため、所有者の自助努力等によっては適正な森林整備が見込めない無立木地等を対象として、分収造林契約方式により、森林の造成や複層林施業等を行うとともに、低コストかつ効率的な作業道の開設を行い、計画的に水源林を造成するために必要な経費を研究所に補助する。 特に、本事業では、汚染状況重点調査地域等において、適切な保育・間伐等を実施して災害に強い森林づくりを図る。 補助率：定額								
実施方法	補助								
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	409	1,481	421	400	505		
		補正予算	17	154	-	-			
		前年度から繰越し	-	83	893	114			
		翌年度へ繰越し	▲ 83	▲ 893	▲ 114	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		343	825	1,201	514	505		
	執行額		343	825	1,201				
執行率（%）		100%	100%	100%					
成果目標及び成 果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 30 年度	
	平成30年度までに、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、土壌を保持し、水を育む機能が良好に保たれている森林の割合を約78%にまで向上させる。	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、土壌を保持し、水を育む機能が良好に保たれている森林の割合	成果実績	%	-	-	72.7		
			目標値	%	-	-	74.4	77.8	
			達成度	%	-	-	97.7%		
成果目標及び成 果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 30 年度	
	平成30年度までに、森林施業の集約化や機械化に必要な路網等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を15億4千万㎡に増加させる。	森林施業の集約化や機械化に必要な路網等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量	成果実績	千万㎡	-	-	137		
			目標値	千万㎡	-	-	136	154	
			達成度	%	-	-	100.7%		
活動指標及び活 動実績 （アウトプット）	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるための森林施業面積	活動実績	ha	5,211	4,389	1,355			
		当初見込み	ha	190	4,210	1,482	739		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	森林整備（植付・下刈・間伐等）に要した経費（国費）／ 森林整備の実施面積			単位当たり コスト	千円/ha	66	188	886	696
				計算式	百万円/ha	343 /5,211	825 /4,389	1,201 /1,355	514 /739

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	水源林造成事業費補助	400	505	必要な事業量の確保のため
計	400	505		

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	事業実施箇所は土地所有者の自助努力では森林整備が困難な奥地水源地域の条件が不利な箇所であり、国民生活に不可欠な水源の涵養や国土保全等に貢献する事業であることから、国民の森林に対する要請を的確に反映した事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	民間による森林整備が困難な奥地水源地域が事業実施箇所であり、国民生活に不可欠な水源の涵養や国土保全等に貢献する事業であることから、国費を投入して行うべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	土地所有者自身の自助努力では森林整備が困難な奥地水源地域で森林を造成する事業であり、国民生活に不可欠な水源の涵養や国土保全等に寄与するものであることから、必要かつ適切な事業であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	分収造林契約に基づく造林事業実施者が作成する実施計画書を補助事業単価に照らして審査し、承認された計画について事業を実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国土保全機能等を享受する国民(受益者)のために国費を投入していることから、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	年度ごとの施業内容、施業箇所の条件、資材価格等に差異があることから、単位当たりのコストを単純に比較することは適当でない。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	すべて研究所を通して行われていることから、中間段階での支出は合理的である。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業は分収造林契約に基づき実施されており、造林者に対する造林間伐等経費など、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	執行率は100%である。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	間伐工程の見直しやコンテナ苗の導入など森林施業の効率化を進めるとともに、作業道作設における路体保持にかかる丸太組工法の導入によるコスト削減などに努めている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	△	成果実績は98~101%である。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事前に、費用対効果分析、第三者委員会からの意見、必要性、効率性等の観点から総合的な評価を行い、事業着手をしている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	活動実績にカウントされない作業(作業道開設や鳥獣被害対策)の増加や労務単価の上昇などにより当初見込みを下回った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	適切に整備された森林は、水源の涵養、国土の保全等の多面的機能を十分に発揮している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は被災地において、間伐等の適切な森林整備による災害に強い森林づくりを進めるとともに、放射性物質の影響等により森林整備が進み難い奥地水源林等において、緊急的な間伐等を推進することで、森林の多面的機能の発揮に対する国民の要請に応える事業であり、優先度も高い。	
	改善の方向性	作業種ごとに一層のコスト削減が図られるよう不断の見直しを行うとともに、予算の適切な執行を行い、繰越額の抑制に努める。	

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の一部改善

対象事業について震災発生後の状況の変化を踏まえ、放射性物質対策と一体的に実施する間伐等に限定することが適当である。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善

平成28年度からは対象事業について放射性物質対策と一体的に実施する間伐等に限定するよう見直しを行う。

備考

成果目標及び成果実績については、現行の森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定、計画期間:平成26～30年度)に基づく目標及び実績を記載しており、前森林整備保全事業計画(平成21年4月24日閣議決定、計画期間:平成21～25年度)に基づく目標及び実績とは連続性がないため、平成25年度以前は記載していない。

分収造林契約とは、分収林特別措置法に基づき、土地所有者、造林者及び造林費を負担する者の三者で役割を分担し、樹木を育成し、樹木の売却による収益を三者で分配する契約である。水源林造成事業における分収造林契約の具体的な三者の役割は、①森林総合研究所は、造林者が行う樹木の植栽、保育等の森林整備に要する費用を負担すること、②土地所有者は、造林に必要な土地を提供すること、③造林者は、樹木の植栽、保育等の森林整備の実施及び造林地の管理を行うことである。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	97	
平成25年度	131	平成26年度	150			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
1,201百万円

(農林水産省へ移替え)

農林水産省(林野庁)
1,201百万円

A
(独)森林総合研究所
森林農地整備センター
1,201百万円

分収造林契約に基づく費用負担者として水源林造成事業の実施箇所決定、技術指導、水源林造成に要する費用の審査

【水源林造成に係る費用負担】

水源林造成事業
B
造林者
1,201百万円
栗駒高原森林組合
178百万円 外139者

分収造林契約に基づく造林者として、当該契約地における造林・間伐等の森林整備の実施

造林地の管理(火災、有害動物等による被害の予防、境界の保全等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
造林間伐等経費	水源林造成に係る費用負担	1,201			
計		1,201	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
造林間伐等経費	水源林造成に係る実施経費(栗駒高原森林組合178百万円 外139者)	1,201			
計		1,201	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)森林総合研究所森林農地整備センター	水源林造成事業の実施箇所決定、技術指導等	1,201	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	栗駒高原森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	178	-	-
2	福島県北森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	65	-	-
3	岩手中央森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	64	-	-
4	気仙地方森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	40	-	-
5	遠野地方森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	36	-	-
6	個人A	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	34	-	-
7	日光市森林組合	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	29	-	-
8	有限会社志和造林	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	27	-	-
9	南会津町	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	24	-	-
10	三井物産(株)	水源林造成事業のうち、造林・間伐等の森林整備業務	23	-	-